

大阪市営住宅における買物支援に係る移動スーパー協力事業者登録届

令和 年 月 日

大阪市住宅供給公社 理事長 宛

登録届出事業者

代表者名

印

大阪市住宅供給公社(以下「公社」という。)の大阪市営住宅における買物支援の目的に賛同し、裏面に記載する誓約事項及び実施要件等を承諾の上、大阪市営住宅における買物支援に係る移動スーパー協力事業者としての届出を行います。

なお、下記の事業所所在地及び登録事業者名について、大阪市営住宅における買物支援に係る移動スーパー協力事業者として公社ホームページにおいて公表することに同意します。

| | | | | |
|--|------|--|--------------|---|
| 事業所所在地 | 〒 ー | | | |
| フリガナ 登録事業者名 | | | | |
| 連絡先 | 担当部署 | | 連絡用 電話番号 | |
| | 担当者名 | | Eメール アドレス | @ |
| 【移動スーパー営業可能地域】 ※別紙の添付も可 | | | | |
| 【移動スーパーが取扱う主な商品】 ・食料品(具体的な品目:) ・生鮮品(野菜・肉・魚・その他〈 〉) ・なし ※いずれかに○) ・日用品(具体的な品目:) ※別紙の添付も可 | | | | |
| 【使用する移動スーパー車両】 軽自動車 ・ 普通自動車(t車) | | | | |

【添付資料】

- ・「暴力団排除に関する誓約書」(別紙)

【買物支援の目的】

大阪市住宅供給公社（以下「公社」という。）が指定管理者として管理する大阪市営住宅（以下「市営住宅」という。）において、市営住宅の自治会又は入居者が組織する自治会に準じた団体（以下「自治会等」という。）からの要望を受けて、日常の買物が困難な状況に置かれている方々への支援として市営住宅敷地内で車両に商品販売の設備を搭載して移動しながら生鮮品・食料品・日用品等の販売（以下「移動スーパー」という。）サービスを提供することにより、入居者及び近隣住民の日常生活の利便性の向上と高齢者の見守り機能と居住者間のコミュニティの活性化に寄与することを目的とする。

【誓約事項】

公社の移動スーパーの協力事業者としての登録にあたり、次に掲げる事項を誓約します。

- (1) 大阪市暴力団排除条例（平成23年3月17日制定 条例第10号）第2条第1項第2号及び第3号に掲げる者（以下「暴力団等」という。）でないこと。
- (2) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体でないこと。
- (3) 公序良俗に反する組織又は団体でないこと。
- (4) 生鮮品、食料品、日用品等が豊富に揃い、買物弱者の買物の利便性を高める移動販売を行うものであること。
- (5) 次の実施要件を遵守すること。

【実施要件】

公社の移動スーパーの協力事業者としての登録にあたり、次に掲げる事項を承諾します。

- ・移動スーパー協力事業者は、公社が紹介する移動スーパーの実施を要望する自治会等と公社が定める所定の覚書を締結して移動スーパーを実施すること。
- ・移動スーパーは、公社が指定した市営住宅の駐車場所に駐車して実施すること。
- ・移動スーパー車両の駐車及び販売時間は、1営業当り概ね30分を上限とする。なお、市営住宅の規模や駐車場所の形状などにより、買物支援の目的に照らして駐車及び販売時間の延長がやむを得ない場合は延長することができる。
- ・販売に従事する者の服装など市営住宅の入居者や近隣居住者に不快な印象を与えないこと。
- ・市営住宅の自治会等、入居者及び近隣住民との間で、販売商品代金以外の金品の授受を行わないこと。
- ・移動スーパーの実施により生じる塵芥等は、移動スーパー協力事業者の責任で持ち帰り処理すること。
- ・市営住宅及びその周辺の環境を乱す行為又は入居者及び近隣住民に迷惑を及ぼす行為を行わないこと。
- ・移動スーパー協力事業者の故意又は過失により市営住宅に損害を与えた場合は、移動スーパー協力事業者の責任において賠償すること。
- ・移動スーパーの営業上の苦情・問合せについては、移動スーパー協力事業者が誠意をもって対応すること。
- ・移動スーパーの営業日時について、市営住宅の保全工事などにより市営住宅の管理の支障となる場合は、移動スーパーの営業の一時停止や営業日時の変更等を求める場合があること。
- ・公社が移動スーパーに係る入居者ニーズ調査等を移動スーパー協力事業者に求めた場合、移動スーパー協力事業者は移動スーパーの利用者数や販売商品の購入傾向などの情報を可能な範囲で提供すること。
- ・暴力団等と下請け契約及び資材・原材料等の購入契約若しくはその他の契約をしてはならない。また、暴力団等からの不当要求、又は移動スーパーの実施を妨げる行為を受けたときは、公社が指定する職員へ報告するとともに警察への届出を行うこと。
- ・その他、移動スーパーの実施に関して疑義が生じた場合は、すべて公社の指示に従うこと。

【移動スーパー協力事業者の登録の取消し】

次に掲げる登録の取消し事項に該当した場合、公社は移動スーパー協力事業者の登録を取消することができる。

- ・移動スーパー協力事業者が上記の誓約事項及び実施要件に反した場合
- ・販売した商品が原因で購入者等が食中毒を発症した場合
- ・市営住宅敷地内で移動スーパー車両による事故等が発生した場合
- ・生鮮品、食料品、日用品を主としない商品の販売又は生鮮品、食料品、日用品の販売以外につながる広告活動などの市営住宅買物支援の主旨に反する営業活動を行った場合
- ・その他市民の生命又は財産に危害を与える行為を行った場合

なお、公社が大阪市営住宅の指定管理者の指定期間を満了したときまたは指定を取消された場合は、移動スーパー協力事業者の登録は取消されるものとする。

また、登録を取消した場合、公社ホームページの公表事項は削除する。